

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業計画（案）について

令和 6 年 6 月 ● 日

（名称）武豊町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（1）武豊町における公共交通を取り巻く動向と取り組み概要

○武豊町の実態

武豊町は、面積25.92km²、人口43,535人（令和2年国勢調査）で、名鉄河和線の3駅、JR武豊線1駅の鉄軌道があるが、路線バスについては運行されていないため、住民から公共交通サービスの提供に対する要望、公共交通空白問題を抱えていた。

○公共交通の取組動向

バスによる地域公共交通サービスについては、平成15年に3ヶ月間のコミュニティーバスを使用した巡回バスの試行運行を実施したが十分な利用がなく、本格運行に至らなかった。

しかし、少子高齢化・人口減少社会に対応した生活交通の確保は不可欠であり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行等を契機に、地域公共交通会議を設置し、武豊町地域公共交通総合連携計画を策定した。地域公共交通総合連携計画で示した交通システムの狙いは、二つの鉄軌道を「広域幹線系統」として捉え、名鉄知多武豊駅を中心に、町内主要施設と市街化区域をカバーするループ型のコミュニティーバスの試行運行を平成22年7月27日から開始した。また、コミュニティーバスの利用促進と市街化調整区域等をカバーするため、事前予約制・区域運行の乗合タクシーを平成23年9月より構築した。

○コミュニティーバスの導入目的とその後の取り組み

こうした段階的にネットワークを構築することで、交通空白地の解消とお年寄り等住民が安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足を確保することを目指した。地域公共交通総合連携計画をふまえ、コミュニティーバスを「地域内フィーダー系統」として本格運行することが必要であり、平成24年度に生活交通ネットワーク計画を定めた。

平成27年度には、生活交通確保維持改善計画の推進と並行して、武豊町地域公共交通会議において地域公共交通網形成計画の策定を行い、以下のフィーダー路線の再編を行った。

- ・ 緑ルートの利用は他のルートに比べ少ないため、緑ルートを廃止し、赤ルートに統合
 - ・ 武豊町に隣接する半田市の大型商業施設への接続要望があったため、赤ルートの延伸
 - ・ 停留所別の利用実績と道路整備による運行体制の見直しに伴う青ルートのルート変更
- さらに利用促進を図るためには便数増に対する要望があったため、緑ルートの廃止を通して配車計画を大幅に見直し、赤・青ルートそれぞれに車両を専用化し、便数増を行った。

その後、道路環境の整備や地域住民の要望に伴い一部停留所の停留所位置の見直しを実施した。平成30年10月には、半田市の基幹バス及びコミュニティーバスが青山駅に接続することを受け、広域ネットワークの形成、利便性の向上を目的に北部赤ルートを青山駅まで延伸し、地域間幹線系統の強化を行った。また、令和元年10月には利用者増に伴う遅延解消と住民のバス停留所の増設要望を受け、周回運行時間の見直しに伴う便数変更及び南部青ルートの路線の延伸を行った。合わせて、乗合タクシー制度を再検討し、行政による定路線型の接続タクシーへの補助という運行体制で再編を行った。また、回数券事業に加えて、高齢者の交通事故件数の減少と公共交通の利用促進を図るために65歳以上の運転免許証自主返納者と70歳以上の高齢者を対象とした無料乗車券交付事業を開始した。

令和2年4月には運賃の見直しを行い、これまでの介助者のみではなく、障がい者手帳所持者本人も無料対象とした。

令和2年度、令和3年度には住民団体と町が連携し、住民ワークショップ及び地区（壱町田）ワークショップを実施するとともに、令和4年2月に接続タクシーに関する社会実験を地区（壱町田）にて実施し、コミュニティーバス及び接続タクシーの今後について検討した。

令和4年10月には、利用者およびカバーエリアを増やすことを目的に、青ルートのルー

ト（北部延伸）・停留所位置・巡回方向・ダイヤ見直しを実施するとともに、接続タクシーについては、自宅と自宅から最寄りのバス停留所間の移動ができるように制度を変更した。※青ルート of 北部延伸に伴い、北部・南部の区別を無くし、運行系統名を「ゆめころん（赤ルート）」と「ゆめころん（青ルート）」とした。

令和5年度9月には、青ルートの車両を電動バスへ更新し、ゼロカーボンシティ・SDGs等の環境対策の推進、2枚ドア化による遅延防止および経年劣化等に対する安全性の確保に繋がった。

今後も、地域公共交通確保維持事業により、地域間幹線系統（赤ルート）および地域内フィーダー系統（青ルート）を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

○公共交通ネットワークの機能分担

○赤ルート・・・地域間幹線系統（半田市への乗り入れ）

・鉄道や大型商業施設、医療機関の利用を想定し、行政境を意識することなく移動できるサービスをバスにて提供する路線

○青ルート・・・フィーダー系統（当該生活交通確保維持改善計画による申請路線）

・鉄道や医療機関、観光資源、公共施設など、地域内の主要施設をつなぐ移動サービスをバスにて提供する路線

○接続タクシー・・・コミュニティバスを補完する移動サービス

・地域交流路線（定時定路線）のサービス提供が難しい交通空白地を対象に、タクシーにて移動のサービスを提供する定路線型の乗用タクシーへの補助を通して、コミュニティバス路線が運行されない地区への交通空白地の解消を目的とした交通網（自宅からコミュニティバスの最寄り停留所間を接続）

（２）地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

武豊町の公共交通に関する取り組みをふまえ、名古屋方面等広域の移動を担う鉄道と半田市との移動を担う地域間幹線系統（赤ルート）の交通ネットワークを補完し、交通空白地の解消、誰もが安全・安心で快適に移動できるまちを構築することを目的として設置したコミュニティバス（青ルート）維持のため、地域公共交通確保維持事業を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

○1年間の利用者数による事業目標

	R5 年度実績 R4/10～R5/9	R6 年度見通し R5/10～R6/9	R7 年度目標 R6/10～R7/9	R8 年度目標 R7/10～R8/9	R9 年度目標 R8/10～R9/9
赤ルート（幹線）	50,361 人	58,948 人	59,300 人	59,600 人	59,900 人
青ルート（フィーダー）	26,733 人	32,049 人	32,200 人	32,400 人	32,600 人
小計	77,094 人	90,997 人	91,500 人	92,000 人	92,500 人

※R6 見通しは、R5/10～R6/5 の実績と R5/6～R5/9 の実績をあわせたもの。

※（参考）地域公共交通計画に掲げる目標値：R7 年度「72,000 人（※行政年度 R7.4～R8.3）」

（武豊町地域公共交通計画の 27 頁参照）

※地域公共交通計画に掲げる目標値を R5 実績により達成しているものの、引き続き、計画の将来像である

「誰もが安全・安心で快適に移動できるまち」の環境構築および地域公共交通の確保・維持・改善に取り組む。

(2) 事業の効果

平成 30 年 10 月からは町内在住者でも利用者の多い青山駅への乗り入れを開始し、鉄軌道を中心とした広域幹線系統の強化を図ることでより一層の利用者の増加につながった。

また、令和元年 10 月に実施した南部青ルートの延伸及び高齢者の無料乗車券交付事業・回数券事業により利用者が大幅に増加した。

これまで利用促進の役割を担っていた住民団体である「武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会」と連携し、公共交通の利用方法等の周知を行い、事業改善を進める上で必要になる住民ニーズの反映に際して、生活の足を考える会の協力を仰ぎながら、事業推進を図ってきた。

令和 2 年度、令和 3 年度には住民団体と町が連携し、バス路線に関する今後の対応等を住民ワークショップにより協議し、令和 4 年 10 月の青ルート路線の改編（北部延伸）に至った。

コロナ禍の影響があったものの、行動制限の緩和やワクチン接種の普及等により、昨年度と比較して新型コロナウイルス感染症の影響はほぼ無くなり、コロナ禍前の利用者数に近づく数値まで回復した。

※青ルートの北部延伸に伴い、北部・南部の区別を無くし、運行系統名を「ゆめころん（赤ルート）」と「ゆめころん（青ルート）」とした。

令和 5 年 9 月には、青ルートの車両を電動バスへ更新し、ゼロカーボンシティ・SDGs 等の環境対策の推進、2 枚ドア化による遅延防止および経年劣化等に対する安全性の確保に繋がった。令和 4 年 10 月の青ルート路線改編後の利用の定着、新型コロナウイルス感染症の第 5 類移行後の着実な回復もあり、利用者数が大幅に増加し、地域間幹線系統（赤ルート）と地域内フィーダー系統（青ルート）ともに過去最大の利用者数を更新した。今後も利用促進等の事業を図っていく。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 赤ルートの運行（主体：武豊町 運行事業者：知多乗合株式会社）
- ・ 青ルートの運行（主体：武豊町 運行事業者：知多乗合株式会社）
- ・ 広報周知活動（主体：武豊町 広報・ホームページでの周知等）
（主体：武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会
産業まつり等での啓発活動、利用促進事業等）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

<路線図>

- ・ 添付の運行系統を参照
- ・ 地域内フィーダー系統の要件（地域間交通ネットワークと接続）
青ルートは、役場、名鉄知多武豊駅等で赤ルートの地域間幹線系統と接続

<運行事業者の決定方法>

- ・ 近隣市町等での実績のある事業者で行う指名競争入札による業者選定を行い、知多乗合株式会社を選定している。

<運行予定期間>

- ・ 令和 4 年 4 月に「武豊町地域公共交通計画」を策定し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の事業期間として事業継続している。

<地域間交通との整合性・新規性>

- ・ 添付の路線図を参照 青ルートは、役場、名鉄知多武豊駅等で地域間幹線系統と接続

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る武豊町コミュニティバス「ゆめころん（赤・青ルート）」について、その運行に係る費用総額 37,874,818 円のうち、武豊町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。（令和 5 年度実績（R4.10～R5.9）） 表 2 を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ○評価手法：利用実績（利用者数）による定量評価 ○測定方法：運行事業者による月別の利用実績を計測
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 表 4 のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 別紙 1 の通り
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

<平成31年度【令和元年度】（4-3 月期）>

- ・ 令和元年6月26日（第32回） R02 年度生活交通確保維持改善計画の承認
コミュニティバスルート・ダイヤ改正、高齢者無料乗車券制度・回数券導入について（R01. 10～）
- ・ 令和元年12月25日（第33回） 車両更新計画（案）について
- ・ 令和2年2月（書面協議） 障がい者手帳所持者の運賃無料化について（R02. 4～）

<令和2年度（4-3 月期）>

- ・ 令和2年5月書面協議（第34回） R03 年度生活交通確保維持改善計画承認
青ルート「南中根」停留所の移設について
赤ルートの車両更新について
- ・ 令和3年12月8日（第35回） 青ルート車両更新について
青ルート「六貫山郵便局」停留所の名称変更
- ・ 令和3年3月30日（第36回） R02 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
武豊町地域公共交通計画の策定について

<令和3年度（4-3 月期）>

- ・ 令和3年6月21日（第37回） 武豊町地域公共交通計画について
- ・ 令和3年12月7日（第38回） R04 年度生活交通確保維持改善計画承認
来年度のコミュニティバス（青ルート）事業
青ルート「地域交流センター」停留所の名称変更
R03 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
及び R3 年度地域公共交通計画の事業評価の承認
武豊町地域公共交通計画案の協議
- ・ 令和4年3月30日（第39回） 地域公共交通計画（最終案）の承認

<令和4年度（4-3 月期）>

- ・ 令和4年6月24日（第40回） 赤ルート「平井停留所」の移設について
コミュニティバス（青ルート）の路線改編及び
コミュニティバスの運行系統名等の変更について
接続タクシー事業の改編について
- ・ 令和4年7月書面決議（第41回） R05 年度生活交通確保維持改善計画承認
常滑市（仮称）ボートレースファンバスの運行
- ・ 令和4年12月9日（第42回） 青ルートの路線改編（新設・廃止）について
R04 年度令和4年度地域公共交通確保維持改善に
関する自己評価（案）及び地域公共交通計画の評価
- ・ 令和5年3月29日（第43回） R05 年度地域公共交通事業計画（案）について
年末年始の運行について

<令和5年度（4-3 月期）>

- ・ 令和5年6月26日（第44回） R06 年度生活交通確保維持改善計画承認
- ・ 令和5年12月8日（第45回） R05 年度地域公共交通確保維持改善に
関する自己評価（案）及び地域公共交通計画の評価
武豊町地域公共交通会議規約等の改正について
- ・ 令和6年3月8日（第46回） R06 年度地域公共交通事業計画（案）について
武豊町地域公共交通会議規約等の改正について

<令和6年度（4-3 月期）>

- ・ 令和6年6月24日（第47回） R07 年度生活交通確保維持改善計画承認

19. 利用者等の意見の反映状況

<平成 29 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○市原地区説明会の実施

- ・平成 30 年 2 月 24 日：停留所別利用者数の説明及び地区住民の利用状況の確認

<平成 30 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○利用者アンケート調査の実施

- ・コミュニティバスの利用者を対象に、アンケート調査を実施
- ・10 月 22 日～11 月 7 日までの利用者 ・利用促進友の会の協力を得て配布、郵送回収

<平成 31 年度【令和元年度】（4-3 月期）の主な意見聴取>

○町民アンケート調査

- ・令和元年 11 月 町民 3,000 人を対象（無作為抽出） 1,165 件回収（38.8%）
- ・利用実態、事業効果、財政負担の評価、利用しない理由、公共交通への転換見通し等

<令和元年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○住民ワークショップによる意見聴取

- ・次期計画、次期路線網策定に向けた地域公共交通に関する意見収集
- ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会との共同開催
- ・全体ワークショップの開催日：R2/7/15、8/19、9/16、R3/2/17
- ・地区ワークショップの開催日：R2/11/17、R3/1/20

<令和 3 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○住民ワークショップによる意見聴取

- ・次期計画、次期路線網策定に向けた地域公共交通に関する意見収集
- ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会との共同開催
- ・全体ワークショップの開催日：R3/10/11、10/26
- ・接続タクシー事業変更検討の社会実験：R4/2 実施（社会実験後アンケート実施）

<令和 4 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○社会実験アンケートを取りまとめ、参加者へ報告

○ワークショップや社会実験を基に、コミュニティバス（青ルート）の路線改編、接続タクシーの制度変更を実施し、事業へ反映：R4/10

○武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会（住民団体）と町による定例会開催

<令和 5 年度（4-3 月期）の主な意見聴取>

○利用者アンケート調査の実施

- ・コミュニティバスの利用者を対象に、アンケート調査を実施（9/23、9/25）

○武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会（住民団体）と町による定例会開催

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地

（所 属）武豊町 総務部 防災交通課

（氏 名）岩川 幸樹

（電 話）0569-72-1111

（e-mail）bosai@town.taketoyo.lg.jp